

報告書

出版権に関する交渉について、大手出版社主婦と生活社に左記のような事実がありました。これは、契約再作成の有無にかかわらず出版権の存在を認めたロイヤリテイー支払いの慣習が出版界に存在することを証明すると思われまますので、ここに報告いたします。

昭和六〇年三月二六日

早川書房

今岡



東京高等裁判所

民事第一三部 御中

甲第五八号証

早川書房では、主婦と生活社より昭和四九年に出版された増井光子著「動物と話す本」(単行本)を、文庫版で出版する企画を立てました。そこで、その出版権の交渉のため、企画担当者である早川書房勤務の編集者宇佐美力および私が、主婦と生活社の第二出版編集部編集長、田村一郎氏と昭和六〇年三月七日一時三〇分、主婦と生活社付近の喫茶店ルボンに於いて会いました。

その際田村氏から、早川書房からの出版は認めるが、二パーセントのロイヤリティーを主婦と生活社に対して支払うという条件が付されました。また、この条件は「動物と話す本」についてのみのものではなく、主婦と

生活社では、自社の出版物が他社で出版される場合、出版契約書の有無にかかわらず、初版発行より三年以内の場合は三パーセント、三年以降については二パーセントのロイヤリティー受取りという条件を内規としていることでした。

なを、「動物と話す本」については、早川書房は条件が高いと判断して出版を断念しております。